

## 新潟市介護保険施設等監査要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、市長が、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第76条、第76条の2、第77条、第78条の7、第78条の9、第78条の10、第83条、第83条の2、第84条、第90条、第91条の2、第92条、第100条、第103条、第104条、第114条の2、第114条の5、第114条の6、第115条の7、第115条の8、第115条の9、第115条の17、第115条の18、第115条の19、第115条の27、第115条の28、第115条の29、第115条の45の7、第115条の45の8及び第115条の45の9の規定に基づき、次の各号に定める介護保険サービス事業者及びその他の者（以下「介護保険施設等」という。）に対して行う介護給付又は予防給付若しくは第1号事業支給費の支給（以下「介護給付等」という。）に係るサービス（以下「介護給付等対象サービス」という。）の内容並びに介護給付等に係る費用（以下「介護報酬」という。）の請求に関して行う監査に関する基本的事項を定めることにより、介護給付等対象サービスの質の確保及び介護給付等の適正化を図ることを目的とする。

- (1) 指定居宅サービス事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者又は指定居宅サービス事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であった者
- (2) 指定地域密着型サービス事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者又は指定地域密着型サービス事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であった者
- (3) 指定居宅介護支援事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者又は指定居宅介護支援事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であった者
- (4) 指定介護老人福祉施設若しくは指定介護老人福祉施設の開設者若しくはその長その他の従業者又は指定介護老人福祉施設の開設者若しくはその長その他の従業者であった者
- (5) 介護老人保健施設の開設者、介護老人保健施設の管理者又は医師その他の従業者
- (6) 介護医療院の開設者、介護医療院の管理者又は医師その他の従業者
- (7) 指定介護予防サービス事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者又は指定介護予防サービス事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であった者
- (8) 指定地域密着型介護予防サービス事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者又は指定地域密着型介護予防サービス事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であった者
- (9) 指定介護予防支援事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者又は指定介護予防支援事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であった者
- (10) 指定事業者（法第115条の45の5第1項の規定に基づき市長が指定する者をいう。以下同じ。）若しくは当該指定に係る事業所の従業者又は指定事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であった者

### (監査方針)

第2条 介護保険施設等の介護給付等対象サービスの内容並びに介護報酬の請求について、第6条に規定する行政上の措置に該当する内容であると認められる場合若しくはその疑いがあると

認められる場合、又は介護報酬の請求について、不正を行っていると思われる場合若しくはその疑いがあると認められる場合、又は不正の手段により指定等を受けていると思われる場合若しくはその疑いがあると認められる場合（以下「指定基準違反等」という。）、又は介護給付等対象サービスの利用者又は入所者若しくは入居者（以下「利用者等」という。）について高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成１７年法律第１２４号）（以下「高齢者虐待防止法」という。）に基づき市が虐待の認定を行った場合若しくは高齢者虐待等により利用者等の生命又は身体の安全に危害を及ぼしている疑いがあると認められる場合（以下「人格尊重義務違反」という。）において、当該介護保険施設等に対し報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該介護保険施設等に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査（以下「立入検査等」という。）を行い、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置を採ることを主眼とする。

（監査対象となるサービス事業者等の選定基準）

第３条 監査は、下記に示す情報を踏まえて、指定基準違反等又は人格尊重義務違反の確認について必要があると認める場合に立入検査等により行う。

（１） 要確認情報

- ア 通報・苦情・相談等に基づく情報
- イ 高齢者虐待防止法に基づき虐待を認定した場合又は高齢者虐待等により利用者等の生命又は身体の安全に危害を及ぼしている疑いがあると認められる情報
- ウ 国民健康保険団体連合会（以下「連合会」という。）、地域包括支援センター等へ寄せられる苦情
- エ 連合会・他の保険者からの通報情報
- オ 介護給付費適正化システムの分析から特異傾向を示す介護保険施設等
- カ 法第１１５条の３５第４項の規定に該当する報告の拒否等に関する情報

（２） 運営指導における情報

法第２３条により指導を行った市長又は法第２４条により指導を行った厚生労働大臣又は都道府県知事が、介護保険施設等において認めた（その疑いがある場合を含む。）指定基準違反等及び人格尊重義務違反

（実施通知）

第４条 市長は、監査の対象となる介護保険施設等を決定したときは、次に掲げる事項を文書により、監査開始時に通知する。なお、法第２３条により運営指導を実施中に監査に移行した場合は、口頭により当該事項を含め監査を実施する旨通告する。

- （１） 監査の根拠規定
- （２） 監査の日時及び場所
- （３） 監査担当者
- （４） 監査対象介護保険施設等の出席者（役職名等で可）
- （５） 必要な書類等

(6) 虚偽の報告又は答弁、検査忌避等に関する罰則規定

(情報提供等)

第5条 市長は、監査の実施に当たっては、事前に、関係する保険者及び監査の対象が指定地域密着型サービス事業者等又は指定地域密着型介護予防サービス事業者等の場合は当該事業者を指定している全ての市町村長に情報提供を行い、必要に応じ同時に監査を実施する等の連携を図るものとする。

(行政上の措置)

第6条 指定基準違反等又は人格尊重義務違反が認められた場合には、法第5章に掲げる「勧告、命令等」、「指定の取消し等」、「設備の使用制限等」、「変更命令」、「業務運営の勧告、命令等」、「許可の取消し等」及び法第6章に掲げる「勧告、命令等」、「指定事業者の指定の取消し等」の規定に基づき行政上の措置を行うものとする。

(1) 勧告

介護保険施設等（介護老人保健施設開設者等、介護医療院開設者等を除く。以下（2）及び（3）について同じ。）に指定基準違反等（介護報酬の請求に関するものを除く。）の事実が確認された場合、当該介護保険施設等に対し、期限を定めて、文書により基準の遵守等の措置をとるべきことを勧告することができるほか、当該期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

なお、勧告した場合は、当該介護保険施設等に対し期限内に文書によりとった措置について報告を求める。

(2) 命令

介護保険施設等が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該介護保険施設等に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命令することができるほか、命令をした場合には、その旨を公示しなければならない。

なお、命令した場合は、当該介護保険施設等に対し期限内に文書によりとった措置について報告を求める。

(3) 指定の取消し等

市長は、指定基準違反等又は人格尊重義務違反の内容等が、法第77条第1項各号、第78条の10各号、第84条第1項各号、第92条第1項各号、第115条の9第1項各号、第115条の19各号、第115条の29各号及び第115条の45の9各号のいずれかに該当する場合においては、当該介護保険施設等に係る指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力の停止（以下「指定の取消等」という。）をすることができる。

(4) 設備の使用制限等

市長は、法第101条又は法第114条の3の規定により、介護老人保健施設又は介護医療院が療養室等の設備や条例で定める施設を有しなくなったとき、又は設備及び運営に関する基準に適合しなくなったときは、当該施設の開設者に対し、期間を定めて、その全部若しくは一部の使用を制限し、若しくは禁止し、又は期限を定めて、修繕若しくは改築

を命ずることができる。

(5) 変更命令

市長は、法第102条又は法第114条の4の規定により、介護老人保健施設又は介護医療院に係る施設の管理者が当該施設の管理者として不適当であると認めるときは、当該施設の開設者に対し、期限を定めて、当該施設の管理者の変更を命ずることができる。

(6) 業務運営の勧告、命令等

市長は、法第103条又は法第114条の5の規定により、介護老人保健施設又は介護医療院において基準違反の事実が確認された場合、当該施設の開設者に対し、期限を定めて、文書により基準を遵守すべきことを勧告することができるほか、これに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

また、正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該施設の開設者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命令することができる。また、命令をした場合には、その旨を公示しなければならない。

なお、勧告又は命令をした場合は、当該施設の開設者に対し期限内に文書によりとった措置について報告を求める。

(7) 許可の取消し等

市長は、法第104条又は法第114条の6の規定により、介護老人保健施設又は介護医療院における指定基準違反等又は人格尊重義務違反の内容等が、法第104条第1項各号、法第114条の6第1項各号のいずれかに該当する場合においては、当該施設に係る許可を取り消し、又は期間を定めてその許可の全部若しくは一部の効力の停止（以下「許可の取消等」という。）をすることができる。

(8) その他

監査の結果については、文書により通知する。なお、上記（1）～（7）に該当する場合はそれらの通知に代えることができる。また、上記（1）～（7）に該当しない、改善を要すると認められた事項については、その旨を通知し期限を定めて報告を求めるものとする。

(聴聞等)

第7条 監査の結果、当該介護保険施設等が命令又は指定の取消等若しくは許可の取消等の処分（以下「取消処分等」という。）に該当すると認められる場合は、監査後、取消処分等の予定者に対して、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項各号の規定に基づき聴聞又は弁明の機会の付与を行わなければならない。

ただし、同条第2項各号のいずれかに該当するときは、これらの規定は適用しない。

(経済上の措置)

第8条 取消処分等（命令を除く。）を行った場合に、保険給付又は第1号事業支給費の全部又は一部について不正利得があった場合には、当該介護保険施設等から返還を求めるものとする。

2 前項の不正利得（第1号事業支給費に係るものを除く。）については、当該介護保険施設等に対し、原則として、法第22条第3項の規定により返還額に100分の40を乗じて得た額の

支払いを求めるものとする。

(国への報告)

第9条 法第197条第2項の規定に基づき、監査及び行政措置の実施状況について、別に定めるところにより、厚生労働省老健局総務課介護保険指導室に報告する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるほか、必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は平成19年4月25日から施行する。

(新潟市介護老人保健施設監査要綱の廃止)

2 新潟市介護老人保健施設監査要綱（平成14年5月30日制定）は廃止する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年5月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年6月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。